

DX投資・脱炭素の税優遇を含む改正産業競争力強化法が成立

EYグローバル・タックス・アラート・ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

www.ey.com/en_gl/tax-alerts

2021年6月9日に、参議院本会議において改正産業競争力強化法が可決・成立しました。以下、新設されるDX(デジタルトランスフォーメーション)投資促進税制やカーボンニュートラルに向けた投資促進税制などについて、2021年6月16日時点で明らかになっている制度概要と今後の見通しを説明します。

改正概要

1) DX投資促進税制の創設

国から認定を受けた事業計画に基づき、クラウド型システム等の導入により事業変革デジタル設備投資を行った場合に、取得価額の30%の特別償却あるいは3%(グループ外の事業者とデータ連携をする場合は5%)の税額控除の選択適用ができる税制となります(令和5年(2023年)3月31日までの時限措置)。対象となる設備投資額の上限は300億円です。

なお、税制適用要件の一つである、「クラウド技術(を活用すること)」については、インターネット等を介してオープンにデータの処理・保管等を行うことができる技術と整理されました。当該クラウド技術を活用する場合は、自社のシステムであっても税制適用要件を満たすことや、そのシステムが構築当初は社内のみアクセス可能なクローズドなものであった場合でも、他者とのデータ連携の必要が生じた際にインターネット等を通じてデータ連携が容易なシステム構成となっていれば、税制適用要件を満たすことが、国会における経済産業省の担当者による答弁で言及されています。

2) カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設

国から認定を受けた事業計画に基づき、脱炭素につながる設備投資を行った場合に、当該設備の取得価額の50%の特別償却あるいは5%(一定の要件を満たせば10%)の税額控除の選択適用ができる税制となります(令和6年(2024年)3月31日までの時限措置)。対象となる設備投資額の上限は500億円です。

なお、連結納税の適用を受けている法人がこれらの税額控除を適用する場合には、グループ全体で連結法人税が発生することのみならず、認定を受けた法人においても連結法人税個別帰属額が発生している必要がありますので、ご注意ください。

今後の見通し

改正産業競争力強化法は、2021年6月16日に公布され、公布の日から3ヶ月を超えない期日で施行することとされています。バーチャルオンライン株主総会の開催を可能とする特例の創設など一部の制度については6月16日に施行されましたが、税制関連については現時点では施行されていません。パブリック・コメントなどを経て施行されるものと見込まれます。なお、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制などについて[関連省令のパブリック・コメント](#)が開始されています。

EYのサポート体制

DXに関する税制のメリットを効果的に享受するためには、適切な税務戦略を立て、デジタル戦略面とガバナンス面から取り組むことが重要です。

EY Japanでは、EY税理士法人が持つ豊富な税務アドバイザリーの知見・経験と、EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社が持つデジタルガバナンス関連の支援経験を融合させ、[DX投資促進税制等への対応を支援する包括的なサービス](#)を提供いたします。

また、カーボンニュートラル投資促進税制への対応についてもご支援いたしますので、お気軽にお問い合わせください。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

橋本 純	パートナー	jun.hashimoto@jp.ey.com
矢嶋 学	アソシエートパートナー	manabu.yajima@jp.ey.com
宮寄 晃	シニアマネージャー	akira.miyazaki@jp.ey.com
加藤 城啓	シニアマネージャー	kunihiro.kato@jp.ey.com
甲斐荘 芳生	マネージャー	yoshio.kainosho@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <https://www.eyjapan.jp/connect-with-us/mail-magazine/index.html> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY_Japan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等がございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンド コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world (より良い社会の構築を目指して)」をパーパスとしています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起 (better question) をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、[ey.com/privacy](https://www.ey.com/privacy)をご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、[ey.com](https://www.ey.com)をご覧ください。

EY 税理士法人について

EY 税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[ey.com/ja_jp/people/ey-tax](https://www.ey.com/ja_jp/people/ey-tax)をご覧ください。

©2021 Ernst & Young Tax Co. All Rights Reserved.

ED None

Japan Tax SCORE 20210617

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY 税理士法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[ey.com/ja_jp](https://www.ey.com/ja_jp)